

金融システム改革法の骨格

I. 法律の概要

1. 資産運用手段の充実

投資家の多様化するニーズに応え、より有利な資産運用を可能とするため、投資信託の整備、有価証券店頭デリバティブの導入等、資産運用手段を充実させる。

(1) 投資信託の整備

投資信託は、専門的能力を活用した簡便かつ効率的な資産運用手段を提供し、個人投資家等の証券市場への参加を容易にするもので、市場改革における中核的な役割を果たしていくことが期待される。このため、投資信託の商品の多様化、商品性の改善、販売チャンネルの拡充等を図ることとする。

① 新しい投資信託商品の導入（証券投資信託法）

欧米で広く利用されているさまざまな投資信託の商品を、我が国投資家が利用できるようにするため、証券投資法人（いわゆる会社型投信）及び私募投信を導入する。

② 商品設計等の自由化（証券投資信託法）

投資家が自らのニーズに合った商品を選べるよう、個別商品（信託約款）の承認制を届出制に改めることで多様な商品の出現を促す。また、より専門的な運用も可能となるよう証券投資信託委託業等の運用指図の外部委託を認める。

（注）

証券総合口座については97年10月に導入済。

③ 銀行等の投資信託の窓口販売の導入（証券取引法）

投資信託を銀行を始めとした様々な金融機関で購入できるようにする。このため、金融機関が、証券取引法上登録を受けて、本体での投資信託の窓口販売を行うことができるようにする。

（注）

投資信託委託会社への銀行の店舗貸の形による窓販は97年12月に実施済。

(2) 証券デリバティブの全面解禁（証券取引法、銀行法等）

金融革新の先端にあるデリバティブ取引が、我が国においても利用できるようにする。このため、有価証券店頭デリバティブ取引を証券業と位置づけて導入するなど、法的疑義を取り除く。この際、金融機関も一定の範囲で営業として取り扱うことができるようにする。